

設計図書に建築士である旨の表示、記名、押印は必要ですか？

○建築士が設計を行った場合は、建築士法第20条の規定により必要です。

建築士法(昭和25年法律第202号) 抜粋

(業務に必要な表示行為)

第20条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

○なお、建築確認申請に限らず、全ての設計図書に必要です。

- 例) ・ 建築確認申請等
- ・ 長期優良住宅の認定等
 - ・ 低炭素建築物の認定等
 - ・ 京都府福祉のまちづくり条例の協議等
 - ・ 京都府地球温暖化防止条例の届け出等 など

建築士法に関する問い合わせ 【京都府内】

京都府建築指導課 TEL075-414-5345

長期優良住宅の認定に関する問い合わせ 【〃 (京都市・宇治市除く)】

京都府住宅課 TEL075-414-5358